

長野県看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2018（平成 30）年度大学評価の結果、長野県看護大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2019（平成31）年4月1日から2026（平成38）年3月31日までとする。

II 総 評

長野県看護大学は、長野県が設置する大学として、「健康と福祉の増進に寄与することを目的として、看護の社会的機能を担うことのできる人材を育成するとともに、看護に関する専門的な知識及び技術を深く教授する」という目的を達成すべく、「豊かな人間性と幅広い視野を養う」「看護専門職者として社会に貢献できる能力を養う」「看護実践における課題の究明に取り組む能力を養う」を教育目標とし、看護学部及び看護学研究科による教育研究活動を展開してきた。2014（平成 26）年には、「学部教育の充実」「大学院教育の強化」等の4分野に関する目標を定めた中期構想を策定し、それに基づいた諸施策に取り組んでいる。

こうした取組みを踏まえて、教育においては、「人間理解の基礎科目」及び「看護専門科目」からなる教育課程を編成して充実を図っており、大学院においては遠隔講義システムを整備するとともに、里山・遠隔看護学分野を設けるなど大学が所在する地域性を踏まえた取組みを展開している。さらに、教育と連携した地域貢献に注力しており、すべての専任教員が研究員として所属する「看護実践国際研究センター」を中心に、研究をはじめとする看護専門職のキャリア教育や社会貢献・国際交流などの多岐にわたって教育研究の成果を社会に還元する活動に取り組んでいる。なかでも、高齢者水中運動講座プロジェクトを学生の実習と連携して継続的に開催していることは、特長的な取組みとして高く評価できる。

一方で、改善すべき課題もいくつか見受けられる。教育においては、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の整備が不十分であり、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に明示した学習成果を把握・評価するための指標の開発についても十分とはいえない点がある。また、教育を支えるための環境整備として、ネットワーク保守のための担当者がおらず、事務職員についても、県の職員の定期的な人事異動が行われるなかで、大学の職員としての専門性を涵養するスタッフ・ディ

ベロップメント（以下「SD」という。）活動が行われていないなどの課題がある。さらに、教育研究等の質を大学自らが保証し、取組みの改善を図っていくための内部質保証について、「評価委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付けたものの、その権限や責任の範囲については明確に規定しておらず、教授会等との組織との関係もあいまいであるため、内部質保証システムを整備しているとはいえない。

今後は、内部質保証システムを整備したうえで、大学の設置目的及び教育理念に基づく諸活動の方針を策定し、その方針に基づいて全学的な観点から組織的に点検・評価を行い、その結果から改善・向上に向けて取り組むことが求められる。また、大学自らが設定した中期構想を達成するための方策等を検討し、教育理念の実現に向けて主体的な大学運営のもと取り組んでいくことを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

長野県看護大学条例において、大学の設置目的及び学部の教育目的が示されており、教育目的に基づいて教育理念及び教育目標を定め、学内に対しては『学生便覧』を配付することでこれらの周知を図り、社会に対してはホームページを通じてわかりやすさに配慮しながら公表している。しかし、研究科の目的はホームページ上に公表しているものの、学則又はこれに準ずる規程に定めていないため、改善が求められる。また、長野県が定める5カ年計画に基づいて大学の運営を行っており、その方針に沿って大学としての中期構想を策定している。ただし、この中期構想が対象とする期間が明示されていないため、明確に定めるとともに、大学のホームページ等においても公表することが望ましい。

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

大学の設置目的として、長野県看護大学条例に「健康と福祉の増進に寄与することを目的として、看護の社会的機能を担うことのできる人材を育成するとともに、看護に関する専門的な知識及び技術を深く教授する」ことが示されている。また、設置目的に基づいて、大学の教育理念として「学生個人のもつ可能性が最大限に開花することを目指し、自立性、主体性を育むとともに、さまざまな生を営む人間を深く理解し、人々への配慮が自然にできる豊かな人間性と幅広い視野を養う」ことを基盤として、「健康福祉の向上に貢献できる人材」及び「看護の発展に寄与する実践者、教育者及び研究者を育成する」ことを掲げている。

そのうえで、看護学部・看護学研究科ともに、大学の教育理念及び設置目的を

踏まえて教育目的及び教育理念を定め、この内容を整理して教育目標を設定している。具体的には、学部では、「豊かな人間性と幅広い視野を養う」「看護職専門者として社会に貢献する能力を養う」「看護実践における課題の究明に取り組む能力を養う」の3つの柱から構成した教育目標を定めている。看護学研究科では、「看護学に関する理論と実践を専門的かつ学際的に探究するとともに、看護の質の向上に貢献し得る創造性豊かな教育・研究能力と看護実践能力を持ち、専門職にふさわしい倫理観を備えた人材を育成する」ことを目的として設定し、それに基づいた教育目標を設定している。

これらは、大学の教育理念及び設置目的に基づいて定められており、概ね適切な教育目的といえる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の設置目的及び看護学部の教育目的は、長野県看護大学条例に明示されている。なお、看護学部については、大学の設置目的を学部の教育目的として定めている。

これらの教育目的に加えて、大学・学部の教育理念及び学部の教育目標はホームページ上で公表することで周知を図っている。ホームページ上に公表された目的は、ナビゲーションもわかりやすく、情報の得やすさにも配慮している。しかし、看護学研究科の目的はホームページ上で公表しているものの、学則又はこれに準ずる規程に定めていないため、改善が求められる。

大学・学部の教育理念及び教育目標は、新任教員に対してはオリエンテーションにおいて、学生に対しては新年度の教務ガイダンスにおいて説明し、『学生便覧』等に掲載することによって周知を図っている。研究科の目的及び教育目標についても、『大学院学生便覧』等への掲載によって周知を図っている。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

長野県が定める5カ年計画に基づいて大学の運営を行っており、その方針に沿って、大学としての中期構想を策定している。中期構想では、「看護実践国際研究センターの強化」「学部教育の充実」「大学院教育の強化」「大学改革の推進」の4つの領域にわたりそれぞれの取組みを明記しており、適切に策定されているといえる。ただし、この中期構想が対象とする期間が明示されていないため、明確に定めるとともに、大学のホームページ等においても公表することが望ましい。

<提言>

改善課題

- 1) 看護学研究科では、教育研究上の目的を学則又はこれに準ずる規程に定めていないため、改善が求められる。

2 内部質保証

<概評>

2004（平成16）年に内部質保証体制の中心的な組織として「評価委員会」を設け、そのもとに「内部質保証小委員会」「教育の質保証小委員会」「授業評価小委員会」という3つの小委員会を設置する体制を整備した。しかし、「評価委員会」の権限及び責任の範囲が規程に定められておらず、同委員会と教授会等との関係があいまいである点、「評価委員会」が大学全体の質をどのようにマネジメントし保証していくのか明らかでない点、3つの小委員会の権限及び「評価委員会」との関係性が明確でない点など、体制の整備に不十分な点が見られる。また、「評価委員会」が開催されない期間に各委員会において明らかになった課題等は、教授会で審議のうえ改善・向上を図っており、「評価委員会」が各委員会におけるPDCAサイクルを十分に支援しているとはいいがたい。さらに、内部質保証システムの点検・評価は学長が行っており、組織的な点検・評価が行われていないため、「評価委員会」や小委員会の権限等を定め、同委員会と教授会等との関係性を明確にし、学部・研究科を含めた大学全体の質をマネジメントし保証するための体制を整備した「評価委員会」を中心とする内部質保証システムを機能させるよう、改善が求められる。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための方針については、「目的・理念の実現のため、教育研究活動等の状況について毎年自ら点検及び評価を行い、その評価結果を改革・改善につなげることを通じて、恒常的に教育の質の保証の向上に努める」こととしている。また、大学の自己点検・評価及び第三者評価について規定した「長野県看護大学評価規程」においても、その目的を「教育研究水準の向上を図り、大学運営全般の改善に資するとともに、本学の諸活動を活性化させ、もって本学の目的及び社会的使命を達成し、常に社会からの負託に応えること」としているものの、これらの内容は方針として明文化されていない。

手続に関しては、2015（平成27）年に教授会でPDCAサイクルの概念図と年間スケジュールを策定し、これに各委員会の取組みに対して「評価委員会」が助言・提案を行うこと及び外部の識者から構成される「大学運営協議会」が大学全体の点検・評価に対して助言・提言等を行うことを示している。

以上から、大学における内部質保証に対する考えは示されているものの、方針及び手続を明文化し、学内外に周知を図ることが望まれる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2004（平成 16）年に内部質保証体制の中心組織として「評価委員会」を設置し、そのもとに「内部質保証小委員会」「教育の質保証小委員会」「授業評価小委員会」という 3 つの小委員会を設置している。これに加え、2005（平成 17）年には、外部の識者から構成される「大学運営協議会」を設置している。

「評価委員会」は、学長、学部長、研究科長、教授会委員会（臨時の委員会を除く）委員長、研究科部会（臨時の部会を除く）部会長、「看護実践国際研究センター」の副センター長兼部門責任者、付属図書館長、事務局長及びその他学長が必要と認める者で構成され、役割としては「自己点検・評価の企画及び実施に関する事項」「第三者評価への対応に関する事項」「自己点検・評価の結果の公表に関する事項」「大学評価の結果に基づく活用及び改善方策に関する事項」「その他本学の大学評価に関する事項」について審議することを「長野県看護大学評価規程」に定めている。

「評価委員会」のもとに設置した 3 つの小委員会は、学部長をはじめとして、小委員会ごとに関係する委員会の委員長によって構成されており、いずれも常設の組織として設置されている。それぞれの小委員会の役割として、「内部質保証小委員会」は「認証評価機関が行う評価のための報告書案作成」を、「教育の質保証小委員会」は「教育課程と学習成果の評価に関する検討（学部）」を、「授業評価小委員会」は「授業評価に関する検討」を行うこととしている。

ただし、この体制には整備が不十分な点が見られる。まず、「評価委員会」について、権限及び責任の範囲が規程に定められておらず、教授会等との関係があいまいである。また、「評価委員会」は各委員会における点検・評価の結果に対して助言・提案を行うにとどまっており、学部・研究科を含めた大学全体の質のマネジメントや保証について明らかでない。さらに、「評価委員会」のもとに設置した 3 つの小委員会についても、権限及び「評価委員会」との関係性が明確ではない。特に「内部質保証小委員会」は常設の組織でありながらも、その役割は認証評価を受審する際の報告書案の作成にとどまっており、そのあり方について検討を行うことが望ましい。従って、「評価委員会」の権限及び責任の範囲を規程に定め、教授会等との関係を明確にするとともに、「評価委員会」のもとに置かれた 3 つの小委員会についても、その権限及び「評価委員会」との関係性を明確にするよう改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

各委員会での点検・評価の結果は「評価委員会」へ報告され、同委員会において助言・提案を行っている。外部の識者から構成される「大学運営協議会」では

学生の受け入れに関する内容や卒業生・修了生の進路状況、中期構想の進捗状況の報告及びそれに対する質問・助言等を行っており、同協議会で出された意見については、「評価委員会」が各委員会に対して必要な対応を行うよう指示している。また、「評価委員会」及び「大学運営協議会」から助言・提案を受けた事項については、各委員会が次年度以降の計画に反映し、改善・向上のための取組みを行っている。

一方で、「評価委員会」の開催は年に2回のみであることから、年度途中で各委員会において明らかになった課題等は「評価委員会」の開催を待たずに教授会に報告し、教授会において審議のうえ各委員会で改善・向上に取り組んでいることから、「評価委員会」が各委員会のPDCAサイクルを十分に支援しているとはいえない。以上から、「評価委員会」と教授会等との位置付けが不明確であり、同委員会による大学全体の質の管理が徹底できていないため、改善が求められる。

なお、「長野県看護大学評価規程」において、本協会の大学評価（認証評価）を受審する際には、「評価委員会」が中心となって対応を行うことが規定されている。これに基づき、大学評価で指摘された事項については、「教務委員会」や「実習委員会」等の各委員会が改善・向上に向けた取組みを実行し、その結果を「評価委員会」で検証して改善報告書を提出するなど、概ね適切に取り組んでいる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動、自己点検・評価、その他の諸活動の取組みは、ホームページに公表し、毎年内容を更新している。また、過去の大学評価結果や外部の識者からの意見を聞く「大学運営協議会」の議事録についてもホームページで公表し、積極的な情報公開に取り組んでいる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性の点検・評価については、学長が点検・評価を行っており、組織的な点検・評価は行われていない。前述したように、現在の内部質保証システムには「評価委員会」の役割及び教授会等との位置付けが不明確な点が見られることから、今後、内部質保証システム自体の適切性について、点検・評価を担う組織を明らかにし、定期的に点検・評価を行い、システムの改善・向上につなげることが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証体制の中心的組織として位置付けた「評価委員会」の権限及び責任の範囲が規程に定められておらず、教授会等との役割分担があいまいである。また、「評価委員会」のもとに設置した3つの小委員会についても、権限、あり方及び「評価委員会」との関係性が明確ではなく、内部質保証の体制が整備されているとはいえない。さらに、「評価委員会」が開催されない期間に、各委員会において明らかになった課題等は「評価委員会」の開催を待たずに教授会において審議のうえ各委員会で改善・向上のための取組みを行っており、「評価委員会」が各委員会のPDCAサイクルを十分に支援しているとはいえない。各種方針の策定とそれに基づいた組織的な点検・評価も十分ではないことから、「評価委員会」を中心に、学部・研究科を含めた大学全体の質をマネジメントし、保証するよう改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

大学の設置目的及び教育理念を達成するため、学部・研究科をはじめ、「看護実践国際研究センター」や図書館を設置している。これらの教育研究組織の適切性の点検・評価については、学部教授会、研究科委員会及びセンター運営会議において点検・評価を行い、その結果を踏まえて「評価委員会」が全学的な点検・評価を行うこととしているものの、実際には、全学的な点検・評価は学長個人が実施している。また、外部の識者等により構成される「大学運営協議会」からの意見を得て、その結果から組織再編を行うなど改善を図っている。今後は、内部質保証の推進に責任を負う「評価委員会」を中心にして組織的な点検・評価及びそれに基づく改善・向上に取り組むことが望まれる。

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の設置目的の実現に向け、看護学部及び看護学研究科を設置している。学部においては、看護学を構成する専門領域で構成される講座だけでなく、リベラルアーツに類する学問領域及び基礎医学領域で構成される人間基礎科学講座を設けている。2010（平成 22）年度には、看護学体系における各専門分野間の連携を深めるため、この枠組みは変えずに学部講座制の見直しを行い、2011（平成 23）年度から新たな4つの大講座へ再編を行っている。また、研究科においては、大学が立地する長野県の地域特性に配慮した地域貢献の視点から、2006（平成 18）年度に広域看護学領域に里山・遠隔看護学分野を開設した。

看護学研究科博士後期課程の設置に併せて、大学教員が取り組む研究活動や研究内容と地域の看護職者や看護実践活動とを結びつける機能が必要であるとの議

論を経て、2001（平成 13）年度には「異文化看護国際センター」「看護ヒューマンアプローチセンター」を開設し、これらの2つのセンターを統合して 2002（平成 14）年度に「看護実践国際研究センター」を開設した。

以上のことから、大学の設置目的及び教育理念の達成に必要な教育研究組織が設置されているといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価については、学部教授会、研究科委員会及びセンター運営会議において行い、その結果を踏まえて「評価委員会」が全学的な点検・評価を行うこととしているものの、実際には、全学的な点検・評価は学長が実施しており、組織的な点検・評価は行われていない。改善・向上に向けた取り組みとしては、外部の識者等により構成される「大学運営協議会」からの意見を踏まえて、2012（平成 24）年度には研究科に新たに精神看護学分野の専門看護師コースを開設し、2016（平成 28）年度には「看護実践国際研究センター」に災害看護部門を設けるなど改善が図られている。今後は、内部質保証の推進に責任を負う「評価委員会」を中心にして組織的な点検・評価を実施し、それに基づく改善・向上に取り組むことが望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

学部・研究科ともに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を設定しているものの、教育課程の編成・実施方針に定めた内容は現在のカリキュラムの実態であり、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方は示されていない。一方で、教育課程については、大学の教育理念に基づき体系性・順序性を考慮して編成している。さらに、教育方法や教育環境については、学生による授業評価の結果や要望を踏まえて改善を図っている。しかし、学部・研究科ともに学位授与方針に明示した学習成果の把握については測定方法が十分とはいえないため、測定方法の開発が求められる。なお、教育課程の適切性の定期的な点検・評価については、「教務委員会」、「実習委員会」及び「教務部会」といった教育課程を所管する委員会において行い、その結果を「評価委員会」に報告し、同委員会がそれを確認したうえで必要に応じ助言・提案するという体制が設けられているものの、「評価委員会」の専門部会として設置している「教育の質保証小委員会」及び「授業評価小委員会」と他の関連委員会等との関係について、明確にすることが望まれる。

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

看護学部の教育理念に定める「学生個々の可能性を最大限開花させる」を具現化させるとともに、看護実践能力の養成の観点から、学部では学位授与方針に「看護の対象となる人と援助関係を築くことができる」「科学的なアセスメントに基づいて看護を実践することができる」「ケアに関わる人々と協働することができる」「看護職者としての専門性を生涯にわたって高めていくことができる」の4項目を定めている。

看護学研究科博士前期課程では、「課程修了の要件を満たし、広い視野を持ち看護学に関する専門分野の学識を深め、科学的な思考力を身に付け、保健医療福祉の現場において、研究成果を活用できる高度な専門知識と実践能力を有する者」に学位を授与すると定めている。また、修士論文コースでは「看護の質向上に貢献できる研究能力を備えた者」、専門看護師コースでは「高度な専門知識と実践能力に基づき、多様な健康課題を解決でき、看護の質向上に貢献できる者」に修士（看護学）の学位を授与すると定めている。なお、同博士後期課程では、「学際的な視野を持ち、看護学の発展に寄与する研究を独立して行う能力ならびに優れた人材を育成する教育能力を有し、課程修了の要件を満たした者に博士（看護学）の学位を授与する」と定めている。

これらはいずれもホームページ、『学生便覧』『大学院学生便覧』『学生募集要項』で公表し、学生には年度当初の教務ガイダンスで説明している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

看護学部、看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程において、課程ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、ホームページのほか、『学生便覧』『大学院学生便覧』『学生募集要項』に掲載している。

学部・研究科ともに大学の教育理念に基づいて教育課程の編成・実施方針を策定しているものの、定めている内容は現在のカリキュラムの実態を示したものであり、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方は示されていないため、改善が求められる。また、看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程においても、方針に定めている内容は現在のカリキュラムの実態であり、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方は示されていないため、改善が求められる。

なお、学部・研究科ともに、教育課程の編成・実施方針に基本的な考え方を示したうえで、学位授与方針との整合性を図ることが期待される。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

看護学部では、教育課程の編成・実施方針に教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していないものの、大学の教育理念に基づき教育課程を編成

している。具体的には、教育理念の「豊かな人間性と幅広い視野を養う」を具現化するものとして、「人間理解の基礎科目」において「人と人を取り巻く環境」という科目群を設け、基礎的な教養を学ぶ科目を開設している。また、これらは1・2年次により多く配置していることから、順序性についても考慮されている。

看護学研究科では、博士前期課程と博士後期課程は同じ4つの専門領域（看護基礎科学領域、基礎看護学領域、発達看護学領域、広域看護学領域）から構成しており、博士前期課程に「特論Ⅰ・Ⅱ」「領域別演習」を設け、博士後期課程に「特論Ⅲ」「領域別演習Ⅱ」を設けることで系統的かつ段階的にカリキュラムを編成し、一貫性を保ちつつ、専門性を深められるよう科目を配置している。

博士前期課程において、看護学の基礎的能力を養うため「必修科目」には、「看護倫理」「看護研究法」「看護理論」「看護学課題研究又は看護実践課題研究」を設置し、「共通選択科目」には、領域の枠を超えて履修可能な21の科目を設けており、視野を広げるのみならず、国内外の学術的な場において研究成果を公表する能力を養い、専門性を基盤にして他職種と協働し、調整する能力を養うために「言語文化特講」「語法特殊講義」「看護海外研修」「国際看護論」等の科目を配置している。

専門看護師（CNS）コースとして、小児看護学、老年看護学、精神看護学の3つのコースを設け、「看護教育・援助論」「コンサルテーション論」など、専門看護師の6つの機能である直接ケア・教育・研究・コンサルテーション・コーディネート・倫理調整に関する知識・技能等を涵養する科目を配置している。

博士後期課程では、専門領域を深め、理論と研究を高めるための領域別専門科目と、広い視野をもち人間性豊かな看護を実践できる能力の基礎となる学際的な科目群である共通選択科目として「ケアの哲学」「人類学的研究方法論」など11科目を配置している。

以上より、学部・研究科とも、基礎から専門あるいは適用・応用へと体系的・順序性を考慮した教育課程を編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学部において、実習では1グループあたりの学生数を5名までにするなど、授業形態に配慮した人数を配置しており、学年顧問と「教務委員会」の履修サポート担当者が連携し、丁寧な履修指導を実施している。授業方法については、原則として各教員及び担当講座の裁量に任されているが、授業によっては討議、プレゼンテーション、体験学習などを採り入れながら、アクティブラーニングを行っている。それぞれの科目の教育方法はシラバスに示しており、いずれも学生による授業評価において高い評価を得ている。

単位の実質化を図るための措置については、看護師等の国家試験の受験資格を

取得する必要があることから、多くの科目を必修科目として配置しており、自ずと学生が履修登録できる単位数が限られるようなカリキュラムであることから、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定していない。また、「学生による授業評価アンケート」において授業外での学習時間を把握する質問を設けることにより、学生の授業外学習時間の実態を把握し、それに基づいて科目担当教員が事前・事後学習を促すよう努めていることから、単位の実質化を図る取組みを行っているといえる。ただし、上記のアンケートの結果からは、必ずしも十分に予習・復習の時間がとられているとはいえないため、学生に事前・事後学習を促すような仕組みを全学的に検討し、取り組むことが望まれる。

看護学研究科では、入学から修了までの流れや手続を『大学院学生便覧』に明示し、学位取得にかかる研究指導の方法やスケジュールをあらかじめ学生に示したうえで、学位論文の作成に向けた研究指導を実施している。また、遠方から通う学生の時間的負担及び経済的負担を軽減するために、大学が独自に開発した遠隔講義システム「サラス」を導入し、大学院学生が職場や自宅、出張先等からの受講を可能とする教育環境を整備しており、大学院学生の利便性の向上につながっている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

各科目の成績評価方法及び基準はシラバスに明示しているものの、学部においては出席を評価方法に加えている科目が複数あり、その他にも出席の扱いや各評価対象の比重が明示されていないなどのあいまいな記載が見られる。ただし、これについては、2019（平成 31）年度より、評価方法に実習を除いて出席状況を加味しないことを明記した「平成 31 年度シラバス作成の手引き」を用いてシラバスの統一を図ることとしているため、その成果に期待したい。研究科については、シラバスにおいて、概ね適切に各科目の成績評価方法及び基準を明示している。

成績評価及び単位認定は、学部・研究科ともに複数の教員によって検討し、評価の結果は、学部は「教務委員会」及び教授会、研究科は研究科委員会において十分な時間をかけて審議し、決定に至っているとしている。また、既修得単位の認定についても、法令に定められた範囲の単位数で認定を行っている。

卒業要件については、学則及び「長野県看護大学履修規程」に、修了要件については、大学院学則及び「長野県看護大学大学院履修規程」にそれぞれ定めている。また、博士前期課程・博士後期課程の学位論文の審査体制及び論文審査基準については、「長野県看護大学学位規程」及び「長野県看護大学学位規程に関する内規」に適切に定め、『大学院学生便覧』により学生にも明示している。さらに、学位授与については、研究科委員会のもとに提出された論文ごとに審査委員会を設置し、論文の審査及び最終試験を実施して、その結果を研究科委員会に報告し

たうえで、研究科委員会が最終的な判定を行い、学長が授与する手続となっている。なお、博士後期課程の成果物として、大学のリポジトリに学位論文を公表していることは評価できる。

以上により、成績評価、単位認定及び学位授与は、概ね適切に行われているといえる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学位授与方針に明示した学習成果が得られたかどうかの把握・評価は、学部では臨地実習についての学生との面談、国家試験の合格率、卒業生アンケートを通じて行っているが、アンケートの内容は卒業生動向とキャリア形成の実態を尋ねたものであり、卒業・修了時に学生が身に付けた学習成果を測定しているとはいえない。そのため、国家試験の合格率が学習成果の把握のためのほぼ唯一の方法となっており、学位授与方針に定める学習成果の適切な把握及び評価のための指標として十分であるとはいえない。現在、「評価委員会」及び「教育の質保証小委員会」において、卒業年次に学生に対してアンケートを実施することで学習成果の測定及び評価を行う準備を進めていることから、新たな評価方法に基づいて学習成果の評価を行うよう改善が求められる。

研究科では、学位授与方針に明示した学習成果の把握・評価として、2017（平成 29）年度に修了生へのアンケートを行っている。その他には、最終的な学習成果として学位論文の評価を位置付け、研究計画書発表会や論文作成途中での学会発表、学会誌への投稿等を学習成果が確認できる機会としているが、いずれも評価の基準は明確でなく、最終成果物である学位論文の成績や修了後の公表状況などについて検証されていないため、学習成果の把握・評価に向けた改善が求められる。

以上より、学部・研究科ともに学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握及び評価のための指標・方法が十分とはいえないため、さらなる評価方法の開発とそれに基づく学習成果の評価を行うよう改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学部・研究科に共通する組織的な取り組みとして、「評価委員会」の専門部会である「授業評価小委員会」において授業評価結果等を検証するとともに、「教務委員会」や「実習委員会」、「教務部会」等の教育課程を所管する委員会において自己点検・評価を行った後、年2回開催される「評価委員会」においてその結果の報告を行い、同委員会はそれを確認したうえで必要に応じて改善策を助言・提案している。

学部では、文部科学省、日本学術会議及び日本看護系大学協議会から示された質保証の基準を参照しながら、「教務委員会」が中心となって教育課程及び教育内容・方法等の質保証に取り組んできたが、2018（平成 30）年度に「教育の質保証小委員会」を設置した後は、同委員会においてカリキュラムの検討・評価を推進している。しかし、これまで「教務委員会」が担ってきた点検・評価の役割のすべてが「教育の質保証小委員会」に移行してはならず、両委員会の位置付けと役割分担があいまいなため、明確にすることが望まれる。なお、実習教育については、「実習委員会」が中心となって点検・評価を行い、年度末には実習科目を担当する全教員の参加による「拡大実習委員会」で各科目の状況と教育上の課題を検討している。

研究科では、「教務部会」が大学院学生との話し合いに加え、2017（平成 29）年度には修了生へのアンケートを実施し、その結果をもとに今後の教育課程及びその内容・方法の適切性について検討を行うこととしている。

ただし、「評価委員会」が開催されない期間に各委員会において明らかになった改善点等については、教授会において審議のうえ各委員会で改善・向上に取り組んでおり、「評価委員会」が各委員会のPDCAサイクルを十分に支援しているとはいえない。今後は、同委員会を中心とした内部質保証を機能させ、改善・向上を図ることが期待される。

<提言>

改善課題

- 1) 学部・研究科ともに教育課程の編成・実施方針に教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
- 2) 学部では臨地実習の成果や国家試験合格率、卒業生アンケートの結果、研究科では修了生アンケートや学位論文の評価をもとに学習成果を測定するとしているものの、いずれも学位授与方針に示した学習成果を把握・評価する取組みとしては十分ではない。学習成果を測定するための方法や指標を検討し、学位授与方針に示した学習成果を適切に把握及び評価するよう改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

課程ごとに学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、ホームページを通じて公表している。また、オープンキャンパスなど各種学生募集活動を積極的に行い、学部・研究科においてそれぞれ入学試験を管轄する委員会を設置することで、適切に入学者選抜を行っている。学生の受け入れの適切性についての点検・評価は、学部では「入試検討委員会」、研究科では「大学院入試部会」において実施し、その結果を「評価委員会」において報告している。ただし、研究科においては

学生確保に向けた取組みを行っているものの、入学者が年々減少しているため、定員管理に留意することが必要である。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて、学位課程ごとに学生の受け入れ方針を定め、ホームページで公表している。

学部については、学生の受け入れ方針として求める学生像と選抜方法の2つの項目を定め、「問題に自ら進んで向き合い、柔軟な考え方で解決しようとする人」「看護専門職として社会に貢献しようとする人」といった求める学生像を5つの項目にわたって示している。

研究科については、博士前期課程では「臨床現場の課題を探求し、専門的で質の高い看護実践者となることを目指す人」などの3つの項目、博士後期課程では「専門分野で修得した高度な看護実践能力を国際的・学際的な視点から養い、理論的・実践的に発展させる人」などの3つの項目にわたり、求める学生像を示した学生の受け入れ方針を定めている。ただし、学部では選抜方法についても学生の受け入れ方針に示しているものの、研究科においては求める学生像のみが示されているため、今後は研究科についても学生の受け入れ方針に選抜方法に関する事項を示すことが望まれる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学部の入学試験の運営については、「入試検討委員会」が担っており、研究科については「大学院入試部会」が所管している。学生募集に関しては、長野県内の高等学校に入学試験に関する情報を提供することに加え、2015（平成27）年度からは直接高等学校を訪問して意見交換を行う機会を設けている。また、毎年オープンキャンパスを実施するほか、高校生や高等学校教員、保護者等の大学見学の受け入れや出張模擬授業などを行っており、十分な学生募集の取組みが行われている。

学部では、一般選抜試験に加え、高等学校からの推薦者や社会人としての職務経験を3年以上有する者を対象とする特別選抜試験の2つの試験制度で入学者を選抜し、いずれも小論文及び面接を課すことによって、看護職としてふさわしい人間性を有しているかについて評価している。

研究科においては、博士前期課程では小論文、専門科目、英語、面接を試験科目としており、CNSコースでは5年以上の実務経験があり、所属する職場の推薦を受けている場合には英語を免除している。また、博士後期課程では、英語と口述試験を試験科目としている。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部においては、入学定員を大幅に上回る志願者数を毎年確保しており、概ね適切に定員管理を行っている。

一方、研究科においては、適切な定員管理に向けて、研究科を担当する専任教員が県内の病院等の医療施設を訪問し、大学の特長等を説明し、意見交換を行うなどの活動を通じて志願者数の確保に努めているものの、博士前期課程では在籍学生数が収容定員を充足しておらず、博士後期課程でも在籍学生数が年々減少傾向にあるため、定員管理について、今後留意されたい。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性の点検・評価については、学部では「入試検討委員会」、研究科では「大学院入試部会」において点検・評価を行い、その結果を年2回開催される「評価委員会」において報告しており、必要に応じて改善に向けた助言を提案している。さらに、外部からの意見聴取に関しては、「大学運営協議会」から提示された意見も踏まえて「評価委員会」で検討を行っている。

改善・向上に向けた取組みとしては、研究科における入学者減少という事態を受けて、オープンキャンパスなどを通じて積極的な広報活動を行っているほか、アンケートを通じて受験者のニーズを把握し、その調査結果に基づき博士前期課程における英語試験を廃止している。

ただし、「評価委員会」が開催されない期間に各委員会において明らかになった改善点等については、教授会において審議のうえ各委員会で改善・向上に取り組んでおり、「評価委員会」が各委員会のPDCAサイクルを十分に支援しているとはいえない。今後は、同委員会を中心として内部質保証を機能させ、改善・向上を図ることが望まれる。

6 教員・教員組織

<概評>

長野県の人材育成基本方針に従って、職位ごとに求める大学の教員像を示し、採用・昇任に関する教員の資格要件や選考基準を規程に明示している。法令で求められる基準数を上回る専任教員を有し、研究科では独自の里山・遠隔看護学分野を設けて適切な教員組織を編制している。そのうえで、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）として、「FD・SD委員会」が主催する学内研修会のほか、授業評価に基づく教育方法の改善に取り組むとともに、業務評価・職務遂

行力評価による教員人事評価及び面談等による業績評価を実施している。なお、各委員会等の教員組織に関する点検・評価に基づき「評価委員会」が全学的に点検・評価するとしているものの、実際には学長に委ねられているため、今後は専門性に応じた学部・研究科等の教員組織の編制方針を検討したうえで、教員組織の適切性を点検・評価し、改善・向上に向けて取り組むことが求められる。

① **大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。**

長野県の人材育成基本方針に従って、大学の教育理念・目標を踏まえた教育活動、研究活動、社会・地域貢献活動及び大学運営の各区分から成る職務遂行力評価項目を策定し、職位ごとに大学として求める教員像を示している。また、職位の資格要件及び選考基準を「長野県看護大学教員の選考基準に関する規程」において定めている。

ただし、看護学部では4つの講座のもとに専門に応じた分野を置き、その中で教員の役割分担を明確にする旨を規程で定めているが、学部としての教員組織の編制に関する方針は明示していない。また、看護学研究科においても、研究科の担当教員資格審査の内容を定めた規程は存在するが、教員組織の編制に関する方針は定められていないため、今後は、学部・研究科ごとに教員組織の編制に関する方針を策定することが望まれる。

② **教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。**

大学設置基準及び大学院設置基準で求められている教員数を上回る専任教員数を擁しており、年齢構成についても大きな偏りは見受けられず、適切な教員組織を編制している。

学部では、教員組織として人間基礎科学講座、基礎看護学講座、発達看護学講座及び広域看護学講座の4つの講座を置いている。また、講座のもとに専門に応じた分野を置き、教員の適切な役割分担のもとで教員間の組織的な連携体制を確保し、教育研究にかかる責任の所在を明確にしている。各分野の教員配置は、開設当初は教授1名・准教授又は講師1名・助教又は助手3名を基本にしていたが、近年は県内外の社会・経済情勢の変化や分野の状況に応じ、教育の質の担保に向けて柔軟に配置することとしている。

研究科では、基本的には学部の分野・講座を踏襲して教員組織を構成しており、公立大学として長野県の特徴である過疎地の看護・医療問題への貢献が求められていることから、広域看護学領域に里山・遠隔看護学分野を設け、専任教員を配置している。また、研究科の専任教員には高い教育研究能力が求められるため、

学部に所属する専任教員の中から「研究科委員会規程」に基づく審査に適合した教員で構成することとしている。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集及びその選考の手続については、募集する教員の担当授業科目や必要な教育研究歴等の資格を公募要項に記載し、募集を行っている。選考にあたっては、「長野県看護大学教員の選考基準に関する規程」及び「教員選考基準細則」に基づき、学長の指名により「選考委員会」を組織し、同規程・細則に則って審査を行い、その結果を教授会に報告し、審議を行っている。また、研究科の教員については、「研究科教員の学内審査に関する内規」に基づき、教員の研究指導実績や研究業績と担当科目との整合性を毎年の審査会で確認しており、その結果を研究科委員会に報告し、協議・決定することとなっている。

なお、昇任を求める専任教員については、年に2回の定められた期間内に教育研究業績概要等の審査に必要な書類を学長に提出し、「選考委員会」による書類審査及び面接審査を経て、教授会において審議を行っている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

すべての教員に対して、専門性を深めるために学会等が開催する学外の研修会等への参加を奨励しているほか、「大学FD・SD委員会」が主催する教員の教育力と研究力向上のための学内研修会への参加を義務づけている。

また、毎年複数のテーマで「FD・SD研修会」を開催しているほか、研究者支援としては、科学研究費獲得のための研修会と説明会を開催している。さらに、学生による授業評価を行っており、その結果を担当教員が次年度の授業を改善するための資料としている。以上から、適切にFD活動を行っているといえる。

専任教員の業績評価については、「教員人事評価（業務評価、職務遂行力評価）」に加え、教員自身による前年度業績の振り返りと分野責任者・講座主任との面談を行う「業績評価」を行っている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価については、各委員会等における点検・評価に基づいて、「評価委員会」において全学的な点検・評価を行い必要に応じて助言・提案することとしているものの、実際には組織的な点検・評価は行われておらず、学長個人に委ねている。今後は、学部・研究科の教員組織の編制方針を検討・策

定し、方針に沿って組織的な点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に取り組むことが望まれる。

7 学生支援

<概評>

学生支援に関する大学としての方針は定めていないが、「学生支援会議」の設置目的に基づいて、学習、生活、心理、経済、就職等において、きめ細かな学生への支援を行っている。今後は、修学支援・生活支援・進路支援に関する学生支援の方針を明確に定め、取組みをより一層伸張させることが望まれる。学生支援の適切性の点検・評価については、「学生委員会」において学生生活アンケートを実施し、学生の生活状況の把握に努めているものの、その結果の活用は行っていないため、今後は結果を活用し、改善・向上に生かしていくことが望ましい。

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関する方針は定めていないが、「長野県看護大学学生支援会議設置規程」において、学生支援を組織的に行うために設けている「学生支援会議」の設置目的として「学生支援に関し、全学的な学生支援体制を構築し、迅速かつ適切な学生支援を推進すること」を示しており、教職員が連携して適切な支援体制を構築し、学生支援に取り組んでいる。今後は、より一層教職員が一丸となって学生支援に取り組む、それを発展させるためにも、修学支援・生活支援・進路支援に関する学生支援の方針を明確に定めることが望まれる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援の体制として、「学生支援体制に係る申し合せ」において、学生支援の責任主体を学部では学部長、研究科では研究科長と定め、学生相談の窓口やそれぞれの取組みの手続を明確にしており、それぞれの役割を担った教職員が連携して支援する仕組みを設けている。具体的には、各学年に専任教員2名を学年顧問として配置し、入学から卒業まで同じ教員が学生の生活面・学習面等のあらゆる相談に対応する体制をとっており、学生の相談内容や問題となっている事項に応じて卒業研究の指導教員のほか、保健師や健康センター長、事務局に配置されている就職支援員や学生支援員及び教務・学生課の職員が連携し、「学生支援会議」で情報を共有しながら支援にあたっている。学年顧問の役割については、「学年顧問の大学組織における役割に係る申し合せ」に明確に示されている。

上記のような総合的な学生支援に加えて、修学支援に関して、教授会のもとに

「学生委員会」を設け、新入生オリエンテーション、市町村における保健師の採用に関する合同説明会、国家資格試験への支援を行っている。また、初年次教育として「スタートアップセミナー」を実施し、ノートの取り方やグループワークにおける協働活動を通じた課題解決方法の修得に向けた取組みを行っている。生活支援に関しては、保健室及び「健康センター」を設け、心身の健康についての相談に対応するとともに、授業料の減免制度のほか、「長野県看護職員修学資金」などの各種奨学金を設け、経済的支援を行っている。また、ハラスメントの防止に向けて「長野県看護大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、「ハラスメント防止委員会」が中心となって、「ハラスメント対策ガイドライン」を策定し、『学生便覧』やパンフレットを通じて周知を図っている。進路支援に関しては、就職支援員を配置し、年次ごとにキャリアガイダンスを開催しているほか、2012（平成 24）年度からは「看護実践国際研究センター」のキャリア形成支援部門が中心となって医療機関・行政機関に就職した卒業後 1 年未満の卒業生が集う機会を設け、職場での新人研修で生じた課題の解決を図っている。

これらの取組みにより、学生支援は適切に行われているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

学生支援の適切性の点検・評価については、学生支援を総括的に所管する「学生委員会」が点検・評価を行った後、学長に報告し、「評価委員会」が検討し、必要に応じて助言・提案をすることとしている。さらに、外部の有識者による「大学運営協議会」からの意見等を共有している。ただし、学生支援の適切性について、「評価委員会」が開催されない期間に各委員会において明らかになった改善点は、教授会において審議したうえで、各委員会が改善・向上に取り組んでおり、「評価委員会」が各委員会の P D C A サイクルを十分に支援しているとはいえない。よって、同委員会を中心とした内部質保証を機能させ、改善・向上を図ることが望まれる。

また、「学生委員会」において隔年で学生生活アンケートを実施し、学生の生活状況の把握にも努めているものの、その結果の活用は行われていないため、今後は結果を活用し、改善・向上に生かしていくことが望ましい。

8 教育研究等環境

<概評>

教育研究等環境の整備に関する方針は県の整備方針に準じており、大学としての方針としては明示していないため、今後は大学としての方針を策定することが望ましい。法令上必要な校地・校舎面積を有し、図書館や教室等の施設・設備に加え、

図書・学術情報サービスや研究活動の推進に向けた取組みを実施し、教育理念・教育目標の達成に向けて必要な教育研究等環境が整備されている。教育研究等環境の適切性の点検・評価については、各委員会を実施した結果を「評価委員会」において検討し、必要に応じて助言・提案を行うこととしているものの、実際には各委員会が所管する教育研究等環境に関する点検・評価にとどまっており、大学全体としての点検・評価は行われていない。今後は、大学としての方針を定め、全体的な観点から組織的な点検・評価を行い、改善・向上につなげることが望まれる。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

設置・運営主体である長野県において、県有財産の有効活用、総量縮小、長寿命化に取り組むという方針を示しており、大学もこの方針のもとで運営している。今後の大規模な修繕・改修については、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」に基づき、修繕・改修計画を策定し、戦略的、計画的に修繕・改修工事を実施していくこととしている。しかし、これらはいずれも長野県全体としての方針であるため、今後は大学としての教育理念を踏まえた教育研究環境整備の方針を策定することが望まれる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

大学設置基準を上回る校地・校舎面積を有し、図書館・教育研究棟・運動場など基本的な施設を整備しており、教育研究棟には講義室・実習室・実験室・自習室・大学院学生用の研究室など、十分な教育研究環境を整備している。さらに、敷地内には屋内プールや有酸素運動研究コース、語らいの並木、テニスコート等の環境が整えられ、学生のみならず地域住民にもキャンパスを積極的に開放し、有効に活用している。

また、宿泊施設を整備しており、兼任教員や研究のために帰宅が遅くなる大学院学生の宿舎としても活用している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館には、専門的な知識を有する専任職員及び嘱託職員を配置している。また、蔵書としては看護学や医学の図書をはじめとして、十分な量の書籍や電子ジャーナルを備えている。

文献検索のデータベースは、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツをはじめとした5つのデータベースの利用が可能であり、検索結果から該当雑誌の所

蔵がすぐに確認できるリンクを貼ることで利便性を高めている。これらのデータベースは、学内LAN接続のパソコンでの利用が可能であり、教員・大学院学生・研究生等については、「ネットワーク推進委員会」への手続を経て学外からの利用も可能としている。また、実習期間中は閉館時間を延長し、土曜日も開館するなど、学生の利便性に配慮している。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

大学としての研究に対する基本的な考え方として、「地域への貢献」を挙げており、そのために2002（平成14）年に「看護実践国際研究センター」を設置し、「看護学を発展させ、人々の健康に寄与できる研究についてのテーマと人と資金を集約」した「研究活動の拠点」として社会における看護の先端領域の研究や実践に取り組んでいる。

情報通信に関する機器・備品等の整備については、大学院学生専用の講義室では、Wi-Fiや大画面ディスプレイが利用可能になっている。さらに、大学院において大学が開発した遠隔講義システム「サラス」を導入して、大学院学生が職場や自宅、出張先等から容易に受講できるように教育環境を整備している。このシステムを導入することで学習の利便性を高めるとともに、地域貢献事業においても、高齢化が進みさまざまな課題を抱える里山地域のライフラインを支援するなど、インターネットを利用した事業展開を積極的に進めているものの、ネットワーク保守に精通した実務的処理担当者（又は委託先）が選任できていないため、早急にネットワークの安全対策を行うよう改善が求められる。

専任教員に対する研究費の支給については、研究に従事しているすべての教員を対象に、分野・講座ごとに職階や教員数に応じて「一般研究費」を配分し、教員業績評価の結果、評価の高い教員には特別配分を行っている。そのほか、「長野県看護大学『教員特別研究』実施要項」に基づき、若手研究者や分野を越えた研究及び緊急的な課題の研究に対して「特別研究費」を配分することで研究活動を奨励している。

研究室については、専任教員は通年24時間の利用が可能であり、常時研究に専念できる体制を整備している。また、情報処理に関する科目の補助及び情報処理教室の運営管理の補助者として、専門の非常勤職員を配置し、科目担当教員と密接な連携を図り、教育支援を行うとともに、教員の学会発表時の資料作成補助等、研究支援を行っている。さらに、ティーチング・アシスタント制度により、大学院学生が科目担当教員の指導のもと、学部学生への教育の補助を行っており、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備しているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究活動の不正防止に関しては、公的研究費の取り扱いについて2016(平成28)年度から「長野県看護大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」「公的研究費にかかる不正防止対策の基本方針」「公的研究費事務処理手続きの基本ルール」「研究活動における不正行為への対応に関する規程」及び「公的研究費にかかる不正防止計画」を整備している。また、内部監査に関しても「公的研究費内部監査規程」を整備し、2016(平成28)年度から実施している。

研究倫理の涵養に関する取組みについては、「倫理委員会」を毎月開催し、研究倫理申請書(研究計画書)に基づき、研究活動の倫理審査を行っている。また、公的研究費の不正防止にかかるガイドラインや規程を整え、すべての専任教員に研究倫理に関するeラーニングの受講を促すとともに、受講に係る経費はすべて予算化し、研究倫理を涵養する機会を保障している。そのほか、「倫理委員会」が研究遂行上の倫理教育、人を対象とする医学系研究に関する指針に基づいた研究者の責務、科学の健全な発展のための研究者の心得などを教材とした学習会を、すべての専任教員を対象に年1回定期的で開催し、アンケートにより理解度や達成度を確認している。

以上のことから、研究倫理を遵守するために必要な措置を適切に講じているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、各委員会がそれぞれ所管する教育研究等環境に関して行った後、「評価委員会」にその結果を報告し、「評価委員会」では報告をもとに検討して、必要に応じ改善策を助言・提案している。例えば、研究科では、研究科委員会のもとに設けた「教務部会」において、大学院学生からゼミ室や教室、パソコン等に関する不備・不具合などの意見を聴取する機会を設けているほか、大学院学生と学長、学部長、研究科長との個人面談を毎年実施している。

これらの取組みによって、教育研究等環境の改善につながった事例もあるものの、大学全体としての点検・評価は十分に行われていないため、今後は大学としての教育研究等環境に関する方針を定め、組織的な点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 学生の学習の利便性を高めるとともに、地域貢献事業において里山地域のライフラインを支援するツールとして大学が独自に遠隔講義システムを開発するなどインターネットを利用した事業展開を積極的に進めているものの、ネットワークの保守に精通した実務的な処理担当者（又は委託業者）が選任できていないため、早急にネットワークの安全対策を行うよう改善が求められる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

社会連携・社会貢献に関する大学としての方針は定めていないが、「看護実践国際研究センター」の活動に具現化されているように、積極的に社会連携・社会貢献に取り組み、地域に根差した活動を行っている。また、国際的視野の涵養を背景に、海外との交流プロジェクトや国際協力機構（JICA）事業への協力等にも積極的に取り組んでいる。今後は、方針を明確に定め、社会連携・社会貢献の適切性を点検・評価し、現在の取組みをより一層伸張させることが望まれる。

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針は定めていないが、『点検・評価報告書』において「看護・保健衛生の研究と専門職育成を目的とした県立大学であることから、長野県民の健康・福祉のための大学資源の有効利用と、地域の健康・福祉に関連した産業経済の発展に寄与する活動を推進する。また、地域に開かれた大学として社会人教育の場を提供することにより、地域の生涯学習の一端を担い、さらに、国際技術協力による社会貢献・社会交流を積極的に行う」と記述している。その実現のために、「広報・交流委員会」や「看護実践国際研究センター」などの組織を設けて規程を整備し、教員の業績評価においても社会・地域貢献活動を重視して評価することによって構成員の認識の共有を図っている。

今後は、長野県が設置する公立大学としてより一層地域に貢献していくためにも、社会連携・社会貢献に関する方針を明文化し、学内構成員で共有することが望まれる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

基本方針に示された内容に基づき、さまざまな取り組みを実施している。具体的には、看護・保健衛生を専門とする公立大学として、長野県民へ研究成果を還元するため、公的機関・団体が主催する研修会や講習会へ講師を派遣しているほか、医療保険関連の専門職者と専任教員が協力して研究を行い、県内で働く看護職者

が職場で抱えている課題の解決に向けた調査・研究に取り組んでいる。

また、国際的視野の涵養を背景に専門分野の枠を超えた研究を実践的な活動にするために設立した「看護実践国際研究センター」では、長年にわたる活動の過程で、2016（平成 28）年には、センター内の新たな部門として看護地域貢献活動研究部門及び学外機関連携部門を設置した。すべての専任教員は同センターのもとに設置した5つの部門（看護地域貢献活動研究部門、国際看護・災害看護活動研究部門、学外機関連携部門、キャリア形成支援部門、認定看護師教育部門）のいずれかに所属し、研究活動に取り組んでいる。特に、看護地域貢献活動研究部門では、地域住民へのケアの質及び最適な生活状態の向上につながるプロジェクトとして、子どもと家族、女性の健康に関する支援のほか、継続的に高齢者水中運動講座を開催し、多くの参加者を得るのみならず、学部における老年看護等の実習科目と連携することで高齢者の運動促進をサポートする地域に根差した特徴的な取り組みとなっていることは高く評価できる。なお、プロジェクト内において、情報通信技術（ICT）を活用した地域医療介護連携ネットワークの推進・普及にも取り組んでおり、高齢化が進み医療福祉過疎の課題を抱える里山地域を支えるライフラインツールとして大学が独自に開発した遠隔講義システム「サラス」を活用する取り組みを開始していることから、今後地域の総合的な生活支援のみならず、へき地・災害被災地の再生復興への貢献が期待される。

さらに、「地域の健康・福祉に関連した産業経済の発展に寄与する活動」に関わるものとして、地域行政や企業等との研究・事業協力が挙げられる。具体的には、県内5カ所の医療機関と協定を結び教育と臨床現場の課題の共有と継続的・発展的な取り組みの推進を目指した看護連携型ユニフィケーション事業、地元企業との共同研究・受託研究、地元駒ヶ根市との連携協定の締結等を行っている。

その他、「看護実践国際研究センター」内に認定看護師教育部門を設置し、高齢化に伴って生じる健康課題に対応できる看護職者の育成に向けた取り組みを行っている。くわえて、同センターの国際看護・災害看護活動研究部門を活動拠点として、国際技術協力による社会貢献・社会交流を積極的に行うための交流プロジェクト等を行っている。具体的には、駒ヶ根市に国際協力機構（JICA）青年海外協力隊訓練所があることから、世界に開かれた国際化のまちづくりに積極的に取り組んでおり、現在、5カ国との間で学術交流等プロジェクトを展開し、青年海外協力隊の活動への協力や海外視察団の受け入れ等も行っている。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、「広報・交流委員会」及び「看護実践国際研究センター」の各部門において実施している。「広報・交流委

員会」では、地域の生涯学習のための公開講座においてアンケートを実施し、その結果を次年度の講座の企画・運営に反映させている。また、「看護実践国際研究センター」の各部門では、1年間の成果と課題をまとめ、「評価委員会」にその結果の報告を行っている。その他、看護連携型ユニフィケーション事業については、協定病院からの意見や外部有識者で構成している「大学運営協議会」からの意見を受けて、各委員会等において改善やさらなる向上に取り組んでいる。ただし、「評価委員会」が開催されない期間に各委員会において明らかになった改善点等については、教授会において審議のうえ各委員会で改善・向上に取り組んでおり、「評価委員会」が各委員会のPDCAサイクルを十分に支援しているとはいえない。今後は、社会連携・社会貢献に関する方針を明文化し、「評価委員会」を中心として方針に基づいた点検・評価を行い、内部質保証システムを機能させて改善・向上を図ることが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 国際的視野の涵養を背景に専門分野の枠を超えた研究を実践的な活動にするため、すべての教員が所属する「看護実践国際研究センター」を設置し、国際的な活動として海外からの視察団の受け入れや海外の大学等との交流プロジェクトに取り組むとともに、長年にわたる活動の過程で看護の専門的観点から地域貢献を行う部門を設ける等体制の充実を図ることで、高齢化が進む地域において県民の疾病予防や健康増進に寄与する活動となっている。なかでも、高齢者水中運動講座プロジェクトについては、継続的に開催して多くの参加者を得るとともに、学生の実習の場として教育活動と連携しており、地域に根差した特徴的な活動として評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

長野県が設置する公立大学であるため、県の一機関として運営している。このような運営体制において大学として中期構想を策定しているものの、中期構想を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を定めていないため、今後は大学としての方針を定め、中期構想の実現に資することが望まれる。規程等に基づき適切な大学運営を行っており、事務組織を設け、事務職員は長野県が主催する研修や「FD・SD委員会」が開催する学内研修へ参加しているものの、大学職員としての専門性や資質を高めるための研修は行われていない。事務職員については、定期的な人事異動が行われることに鑑みて、大学職員としての資質を向上させるためのSD活動を行うことが求められる。

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

長野県が設置する公立大学として、知事の指揮監督のもと、長野県5カ年計画をはじめとする県の各計画や方針等の枠組みの中で県の一組織として運営している。このような運営体制において、学長が中期構想を策定しているものの、中期構想を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針は定めていない。なお、2018（平成30）年に就任した新学長のもとで新たな中期構想の検討が進められており、今後は大学としての方針を定めることで中期構想の実現に資することが望まれる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

上述のような設置形態であるため、学長、学部長及び研究科長の職務については、「長野県組織規則」等に定められている。また、その選任についてはそれぞれ「学長選考規程」「学部長選考規程」「研究科長選考規程」を定め適切に運用されている。

意思決定のプロセスとしては、大学運営上のさまざまな課題について、各委員会・部会が所掌する事項を検討のうえ、「大学運営委員会」での検討を経て、学長が議長となっている教授会又は研究科委員会に諮ることとなっている。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成は、大学の経営主体である長野県の予算編成方針に基づき、予算要求を行い、予算査定を経て県議会で議決された後に予算配分される仕組みとなっており、適切に予算編成が行われているといえる。また、予算執行については、事務処理は県の条例及び規則に従い、実際の支払い手続は県の財務会計システムによって行っている。予算執行のための方針は県の予算執行方針であり、この方針に基づき適切に執行されている。

予算執行における透明性は、毎年行われる県監査委員による監査及び県会計センターによる検査・指導によって確保することとしている。

- ④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は、事務局長、県職員及び嘱託職員で構成されており、総務課及び教務・学生課を設けている。また、嘱託職員の採用に関しては、県の規程によって

大学での面接・採用が行われている。

一方で、事務職員は県の職員であることから、定期的な人事異動が生じており、これによって大学運営の専門知識や経験を持つ職員の安定的な確保が困難であることを大学自らの課題としている。

なお、学内の各種委員会には事務職員が委員又は事務局として加わっていることから、教職協働による大学運営を行っているとしている。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

職員の資質向上に向け、県の職員キャリア開発センターや地域振興局、会計センター等が計画・実施している研修や、外部団体が主催する研修会等へ職員を参加させている。また、学内では「FD・SD委員会」が研修会を開催し、SD活動に取り組んでいる。

しかし、学内では新任教職員を対象としたオリエンテーションや科学研究費補助金獲得のための研修が開催されているものの、大学職員としての専門性や資質を高めるための研修は行われていない。前述のように、長野県看護大学の事務職員は県の職員として定期的な人事異動が行われることに鑑みて、大学職員としての資質を向上させるためのSD活動を行うことが求められる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性の点検・評価については、『自己点検・評価報告書』を毎年度作成する過程で、各委員会等が取り組みの成果及び課題をまとめ、その結果を学長に報告し、「評価委員会」はそれを検討したうえで、必要に応じて改善策を各委員会に助言・提案することとしている。ただし、実際には組織的な点検・評価は行われておらず学長個人に委ねられているため、今後は、大学運営のための方針を策定したうえで、方針に沿った組織的な点検・評価を行い、改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 事務職員は県の職員であり、定期的な人事異動により大学運営の専門知識や経験の蓄積に課題が生じているものの、大学職員としての専門性や資質を高めるためのSD活動が行われていないため、改善が求められる。

(2) 財務

<概評>

大学独自の中・長期財政計画は策定されていないが、予算は長野県の一般会計に計上されており、施設・設備の改修についても計画的に実施されていることから、財務基盤は安定している。また、科学研究費補助金の採択件数及び採択金額についても安定的に獲得できている。今後は大学にかかる経費は縮減傾向にあるとすることから、大学としての中・長期財政計画を作成し、予算の確保にあたることが望ましい。

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

長野県の一機関として位置付けられているため、大学独自の中・長期の財政計画は策定されていないものの、到達目標として、「大学運営方針に基づき、必要な予算額を安定的に確保する」こと、「外部資金を積極的に受け入れ、研究の活性化・財源確保に資する」ことを掲げている。また、大学の財務運営をめぐることは、設置団体である長野県の財政が年々厳しくなっており、県からの予算措置も縮減傾向にあるとすることからも、大学として中・長期の財政計画を策定したうえで、予算の確保にあたることが望ましい。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

予算は、長野県の一般会計に計上されており、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」に基づき、大規模改修が行われていることから、財務基盤を確立しているといえる。ただし、給与・手当、共済費等は増加しており、これらは将来的な財務基盤の安定を図るための検討課題である。また、研究経費総額は減少しているため、教育研究経費を安定的に確保するよう取り組むことが望まれる。

なお、科学研究費補助金については、応募手続等に関する説明会を開催するなど、申請を促進するための取組みを行っており、過去3年間における採択件数及び採択金額は安定している。

以 上

長野県看護大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評価一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料		
	資料の名称	資料番号
1 理念・目的	長野県看護大学条例 https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/cgi-bin/nagano-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=1930728747&CALLTYPE=1&RESNO=76&KEY=1514254671551	1-1
	大学案内 (PATHWAY) http://daigakupamph.com/d/長野県看護大学/pamphlet-naganoprefkango/html5.html#page=1	1-2
	大学中期構想	1-3
2 内部質保証	長野県看護大学学則	2-1
	長野県看護大学大学院学則	2-2
	長野県看護大学評価規程	2-3
	自己点検・評価の年間スケジュール等	2-4
	長野県看護大学運営協議会 http://www.nagano-nurs.ac.jp/steering_committee/index.html	2-5
	長野県看護大学運営委員会規程	2-6
	平成27年度第8回教授会議事録 (3ポリシー策定)	2-7
	改善報告書検討結果通知	2-8
	教育情報の公表 http://www.nagano-nurs.ac.jp/kyouikujoyouhou/kyouikujoyouhoutop.html	2-9
	自己点検評価の結果 http://www.nagano-nurs.ac.jp/info/accredit.html	2-10
3 教育研究組織	看護実践国際研究センター http://www.nagano-nurs.ac.jp/irc/index2.html	3-1
4 教育課程・学習成果	長野県看護大学看護学部シラバス http://www.nagano-nurs.ac.jp/kyouikujoyouhou/documents/1_shirabasu.pdf	4-1
	授業評価実施要領等	4-2
	長野県看護大学大学院シラバス http://www.nagano-nurs.ac.jp/kyouikujoyouhou/documents/2_shirabasu_daigakuin_000.pdf	4-3
	長野県看護大学履修規程	4-4
	看護大学学位規程	4-5
	長野県看護大学大学院履修規程	4-6
	長野県看護大学学位規程に関する内規	4-7
	論文審査基準	4-8
	長野県看護大学看護学部卒業生の動向調査 https://nrc.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&inactive_action=repository_view_min_item_snippet&index_id=56&per1&count=100&order=7&lang=japanese&page_id=13&lock_id=17	4-9
	修学支援 http://www.nagano-nurs.ac.jp/syuugaku.html	4-10
	スタートアップセミナー開始経過と実施報告	4-11
5 学生の受け入れ	科目履修生、研究生 http://www.nagano-nurs.ac.jp/nyushi/kenkyuuseikamokurisyudl.html	5-1
	長野県看護大学科目等履修生規程	5-2
	長野県看護大学大学院科目等履修生規程	5-3
	長野県看護大学研究生規程	5-4
	長野県看護大学入試検討委員会規程	5-5
	長野県看護大学大学院入試部会規程	5-6
	入試合理的配慮 http://www.nagano-nurs.ac.jp/nyushi/entrance-exam.html	5-7
6 教員・教員組織	長野県人材育成基本方針	6-1
	職務遂行力評価項目	6-2
	長野県看護大学教員の選考基準に関する規程	6-3
	長野県看護大学教員選考基準細則	6-4
	長野県看護大学FD・SD委員会	6-5

	<p>長野県看護大学講座に関する規程 長野県看護大学大学院研究科委員会規程 長野県看護大学大学院研究科の教員の学内審査に関する内規 業績評価の基準（28年度業績の申告用） 人事評価（業務評価・職務遂行力評価）の実施内容について 長野県看護大学ハラスメントの防止等に関する規程</p>	<p>6-6 6-7 6-8 6-9 6-10 6-11</p>
7 学生支援	<p>長野県看護大学学生支援会議設置規程 学生支援体制に係る申し合せ 学年顧問の大学組織における役割に係る申し合せ 長野県看護大学学生委員会規程 長野県看護大学ハラスメント対策ガイドライン ハラスメント防止パンフレット 28学生生活アンケート集計結果 卒業生集まれ企画アンケート</p>	<p>7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8</p>
8 教育研究等 環境	<p>施設アセスメント https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/koyu/facility/shisetsuassessment/assess.html 長野県ファシリティマネジメント基本計画 https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/koyu/facility/hoshin.html ソーシャルメディア利用ガイドライン 長野県看護大学「県内看護職者との共同研究」実施要項 長野県看護大学における公的研究費の管理・監査に関する規程 長野県看護大学における公的研究費に係る不正防止対策の基本方針 長野県看護大学公的研究費事務処理手続の基本ルール 研究活動における不正行為への対応に関する規程 長野県看護大学における公的研究費に係る不正防止計画 公的研究費内部監査規程 長野県看護大学動物実験規程 ESCO事業概要</p>	<p>8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6 8-7 8-8 8-9 8-10 8-11 8-12</p>
9 社会連携・ 社会貢献	<p>ユニフィケーション事業概要 ユニフィケーション事業基本協定書 ユニフィケーションH28年度実績 長野県看護大学共同研究取扱規程 長野県看護大学受託研究取扱規程 学外機関との共同研究及び受託研究受入れに関する審査機関について 実用新案登録証 災害時における協力体制に関する協定 包括連携に関する協定 IRCニュースレター（2017年3月発行） http://www.nagano-nurs.ac.jp/irc/kouken/documents/IRCnews10.pdf</p>	<p>9-1 9-2 9-3 9-4 9-5 9-6 9-7 9-8 9-9 9-10</p>
10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	<p>長野県組織規則（抄） 長野県看護大学学長選考規程 長野県看護大学学部長選考規程 長野県看護大学大学院研究科長選考規程 学長が教授会の意見を聞くことが必要なものとして定める事項に関する規程 委員会等名簿</p>	<p>10-1 10-2 10-3 10-4 10-5 10-6</p>
その他	<p>学生便覧 大学院学生便覧 授業評価アンケート結果（2017（平成29）年度） 長野県看護大学教務委員会規程</p>	

長野県看護大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	自己点検・評価報告書（平成29年度分）	○	1-1
2 内部質保証	教授会資料「評価委員会専門部会の設置について」 H28 第1回評価委員会議事録 H28 第2回評価委員会議事録 H29 第1回評価委員会議事録 H29 第2回評価委員会議事録 H28年度大学運営協議会議事録 H29年度大学運営協議会議事録 H29 第1回教育の質保証小委員会議事録 H29 第2回教育の質保証小委員会議事録 内部質保証小委員会議事録 H28第1回 授業評価小委員会議事録 H28第2回 授業評価小委員会議事録 H29第1回 授業評価小委員会議事録 H29第2回 授業評価小委員会議事録 「教員相互による授業参観のお知らせ」		2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15
3 教育研究組織	「長野県総合5か年計画～幸せ信州創造プラン2.0～」 H27. 11. 17第14回教授会議事録 H28. 6. 21第5回教授会議事録 看護実践国際研究センター規程	○	3-1 3-2 3-3 3-4
4 教育課程・学習成果	教務委員会議事録（平成30年2月14日） 教務委員会議事録（平成30年3月8日） H300220第18回教授会議事録 H300305第19回教授会議事録 H29 大学院生との話し合い結果 H30 大学院生との話し合い結果		4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6
5 学生の受け入れ	大学院リーフレット		5-1
7 学生支援	学生生活アンケート集計（H26） 学生生活アンケート集計（H28） 卒業生及び県内就職状況		7-1 7-2 7-3
8 教育研究等環境	科研費採択状況 研究倫理研修会アンケート結果（H28） 研究倫理研修会アンケート結果（H30）		8-1 8-2 8-3
9 社会連携・社会貢献	自治体、公益団体への派遣実績 水中運動講座プロジェクト 調査結果 看護実践国際研究センター 実績報告書	○	9-1 9-2 9-3
その他	大学運営協議会議事録 入試検討委員会議事録 規程集 「サラス」説明資料		